

平成23年6月7日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タングステン株式会社

取締役社長 馬 場 信 哉

「第100期定時株主総会招集ご通知」に関する
インターネット開示情報のご案内
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「第100期定時株主総会招集ご通知」のうち、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nittan.co.jp/>）に記載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|--|---------|
| 1. 事業報告の会社の体制及び方針のうち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」 | 2頁～4頁 |
| 2. 連結計算書類の「連結注記表」 | 5頁～13頁 |
| 3. 計算書類の「個別注記表」 | 14頁～19頁 |

以 上

1. 事業報告の会社の体制及び方針のうち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループはコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員行動規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員が全社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各事業所・子会社にコンプライアンス担当者を置いて全役員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の順守及びその推進を図っております。さらに、これらの実効性を強化するため、グループ共通のコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、グループ内通報システムの「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」を設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、グループ全体が毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社及び当社グループにおけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたリスクマネジメント規程を制定しております。また、全社のリスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した

場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、全社を統括してその対応にあたることとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、常勤取締役をメンバーとする常務会を定期的に行い、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループの目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限及び意思決定ルール の制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社グループの管理について関係会社管理規程に従って、経営についてはその自主性を尊重しつつ、定期的な事業内容の報告と重要案件についての事前協議を行っております。また、グループ会社との連携を強化し、グループ経営の一体化を図るため、関係会社の統括的な管理を経営企画部が行い、関係会社との協議や助言を行っております。また、内部監査室は当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について定期的に監査を行っております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべきスタッフを置き、監査役スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査役スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査役に帰属し、その人事異動、人事評価に関しても、取締役からの独立性が担保されており、また、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うこととしております。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会などの重要な会議に出席し、また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。取締役は、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに監査役に報告しております。また、「社内通報制度・コンプライアンス相談窓口」に寄せられ

た情報が監査役に報告される体制としております。内部監査室は監査役へ内部監査の実施状況及びその内容について適時に報告しております。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は定期的に取り締役社長と意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

2. 連結計算書類の「連結注記表」

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数
連結子会社の名称

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

9社
株式会社昭和電気接点工業所
株式会社福岡機器製作所
株式会社エヌ・ティーサービス
恩悌（上海）商貿有限公司
上海電科電工材料有限公司
上海三義精密模具有限公司
四平恩悌タングステン高技術材料有限公司
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.
恩悌（香港）有限公司

なお、持分法適用関連会社であった上海電科電工材料有限公司及び上海三義精密模具有限公司については、出資持分の取得に伴い、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

また、新たに設立した四平恩悌タングステン高技術材料有限公司を当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び
関連会社の名称

関連会社の数
関連会社の名称

全ての関連会社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、持分法適用関連会社であった上海電科電工材料有限公司及び上海三義精密模具有限公司については、出資持分の取得に伴い、当連結会計年度から連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲から除外しております。

3社
SVニッタン株式会社
四平日本タングステン有限公司
九江日本タングステン有限公司

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、恩悌（上海）商貿有限公司、上海電科電工材料有限公司、上海三義精密模具有限公司、四平恩悌タングステン高技術材料有限公司、NIPPON TUNGSTEN USA, INC. 及び恩悌（香港）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品、仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） 及び賃貸不動産

建物、構築物は定額法によっております。

その他の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 3～10年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外関係会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

- (5) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異は、5年による按分額を発生年度から損益処理しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の処理方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (7) 消費税及び地方消費税の会計処理方法
税抜方式によっております。
5. のれんの償却方法及び償却期間
5年間の定額法により償却を行っております。

II 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、税金等調整前当期純利益が25百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は25百万円であります。

2. 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度から、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

3. 連結損益計算書の表示方法の変更

当連結会計年度から、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)を適用し、税金等調整前当期純利益に法人税額等を加減して得た額を「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

(追加情報)

当連結会計年度から、改正後の会社計算規則(平成22年11月25日 法務省令第37号)に基づいて連結計算書類を作成しております。

Ⅲ 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保資産

建 物	278百万円
土 地	0百万円
賃貸不動産	1,584百万円
計	1,864百万円

担保付債務

短期借入金	125百万円
長期借入金	695百万円
(うち1年内返済分)	(42百万円)
計	820百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	14,888百万円
賃貸不動産の減価償却累計額	1,599百万円

3. 偶発債務

売上債権流動化に伴う受取手形譲渡高	762百万円
-------------------	--------

Ⅳ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	25,777,600株	—	—	25,777,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	36	1.5	平成22年9月30日	平成22年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当社定款に基づき、平成23年5月11日開催の取締役会に、次のとおり剰余金の配当を付議しております。

(イ) 配当金の総額	48百万円
(ロ) 1株当たり配当額	2円
(ハ) 基準日	平成23年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成23年6月8日

なお配当原資については、利益剰余金としております。

3. 連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	130,000株	51,000株	49,000株	132,000株

(注) 1 新株予約権の増加51,000株は、新株予約権の発行によるものであります。

(注) 2 新株予約権の減少49,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	117百万円
繰越欠損金	321百万円
退職給付引当金	209百万円
減損損失	82百万円
減価償却費	78百万円
その他	195百万円
繰延税金資産小計	1,004百万円
評価性引当額	△1,002百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	620百万円
その他有価証券評価差額金	327百万円
繰延税金負債合計	948百万円
繰延税金負債の純額	946百万円

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運転資金等の必要な資金は、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社営業規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	2,476	2,476	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,383	3,383	—
(3) 投資有価証券	1,239	1,239	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,514)	(1,514)	—
(5) 短期借入金	(2,734)	(2,734)	—
(6) 長期借入金	(1,441)	(1,464)	(23)
(7) デリバティブ取引	—	—	—

※ 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 非上場株式（連結貸借対照表計上額509百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅶ 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産に関する事項

当社は、福岡県において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

また、当社及び一部の連結子会社は東京都その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価開示に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,611	2,199

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

Ⅷ 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付年金制度を採用しております。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、国内連結子会社は確定拠出型年金である中小企業退職金共済制度に加入しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△2,805百万円
年金資産	1,918百万円
未積立退職給付債務	△886百万円
未認識数理計算上の差異	369百万円
連結貸借対照表計上額純額	△517百万円
退職給付引当金	△517百万円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	121百万円
利息費用	59百万円
期待運用収益	△58百万円
数理計算上の差異の費用処理額	241百万円
退職給付費用	364百万円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	3.0%
過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括費用処理
数理計算上の差異の処理年数	5年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっており、発生年度から損益処理することとしております。）

IX 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	313円89銭
1株当たり当期純利益	14円35銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14円29銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類の「個別注記表」

I 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

時価のないもの

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
及び賃貸不動産

建物、構築物は定額法によっております。

その他の有形固定資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 8～50年

機械及び装置 3～10年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、5年による按分額を発生年度から損益処理しております。

6. 重要なヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式によっております。

II 会計方針の変更に関する注記

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、税引前当期純利益が25百万円減少しております。

また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は25百万円であります。

Ⅲ 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保資産

建物	278百万円
土地	0百万円
賃貸不動産	1,584百万円
計	1,864百万円

担保付債務

短期借入金	125百万円
長期借入金	695百万円
(うち1年内返済分)	(42百万円)
計	820百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,118百万円
賃貸不動産の減価償却累計額 1,618百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	243百万円
長期金銭債権	62百万円
短期金銭債務	231百万円

4. 偶発債務

売上債権流動化に伴う受取手形譲渡高	762百万円
-------------------	--------

5. 下記の関係会社の金融機関からの借入れ等に対して、債務保証を行っております。

上海電科電工材料有限公司	95百万円
上海三義精密模具有限公司	38百万円

6. 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務	31百万円
--------	-------

Ⅳ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	417百万円
仕入高	836百万円
その他	34百万円
営業取引以外の取引による取引高	113百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

自己株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,318,145株	8,767株	49,000株	1,277,912株

- (注) 1 普通株式の自己株式の増加8,767株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2 普通株式の自己株式の減少49,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	107百万円
繰越欠損金	239百万円
退職給付引当金	209百万円
減損損失	82百万円
減価償却費	78百万円
その他	192百万円
繰延税金資産小計	908百万円
評価性引当額	△908百万円
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	620百万円
その他有価証券評価差額金	325百万円
繰延税金負債合計	946百万円
繰延税金負債の純額	946百万円

Ⅶ リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、コンピュータシステム、機械及び装置等の一部については、リース契約により使用しております。

なお、賃貸借取引として処理している所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	期末残高 相当額
機械及び装置	99	63	35
工具、器具及び備品	3	3	0
ソフトウェア	455	273	182
合計	559	340	218

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

1年内	107百万円
1年超	110百万円
計	218百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 当事業年度の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	121百万円
減価償却費相当額	121百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

VII 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

VIII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	284円94銭
1株当たり当期純利益	14円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14円88銭

IX 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。